

令和元年9月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(行コ)第25号, 令和元年(行コ)第46号 愛知県議会議員政務活動費住民訴訟控訴, 同附帯控訴事件(原審・名古屋地方裁判所平成27年(行ウ)第130号)

口頭弁論終結日 令和元年7月9日

判 決

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

控訴人兼附帯被控訴人 愛 知 県 知 事

大 村 秀 章

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 南 谷 直 毅

同 指 定 代 理 人 岩 瀬 雅 哉

ほか9名

愛知県

控訴人兼附帯被控訴人補助参加人

(以下「補助参加人」という。)

名古屋市東区

被控訴人兼附帯控訴人

(以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 滝 田 誠 一

同 新 海 聡

主 文

- 1 本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の, 附帯控訴費用は被控訴人の各負担とし, 当審における補助参加によって生じた費用の2分の1は被控訴人の負担とし, その余は補助参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴及び附帯控訴の趣旨

1 本件控訴について

- (1) 原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消し部分に係る被控訴人の請求を棄却する。

2 本件附帯控訴について

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、補助参加人に対し、968万0890円を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、愛知県の住民である被控訴人が、補助参加人の支出した①平成23年度から平成24年度までの政務調査費及び②平成25年度から平成27年度までの政務活動費（以下、これらをまとめて指す場合、「本件政務活動費等」という。）に関し、その支出の一部、合計968万0890円が違法なものであるため、愛知県は補助参加人に対する不当利得返還請求権を有するにもかかわらず、愛知県の執行機関である控訴人がその行使を怠っているとして、控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、不当利得として、前記968万0890円の支払を補助参加人に請求することを求める住民訴訟である。

原審は、前記968万0890円の支出のうち、263万9615円の支出を違法と判断し、同額の限度で被控訴人の請求を理由があると認めた。そこで、補助参加人がこれを不服として控訴し、被控訴人が附帯控訴した。

- 2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び当事者等の主張の要旨は、次のとおり補正し、3及び4のとおり補助参加人及び被控訴人の当審における補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」2ないし4に記載するとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁15行目の「別紙」を「原判決別紙」に改める。
- (2) 同10頁本文9行目の「3」を「4」に改める。

3 補助参加人の当審における補充主張

政務活動費の運用の詳細は各地方自治体に委ねられており、地方自治体の議会が監査まで行って問題なしとしたものについて、項目自体が政務活動費の支出として適切か否かを争うならばともかく、調査や視察等の内容について裁判所が判断を下すこと自体が不適切である。

4 被控訴人の当審における補充主張

(1) 本件支出9, 10, 11, 14, 15, 17, 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26の各支出に係る調査報告書の書式、字体は一致しているが、補助参加人は、報告書の仕様を指示した動機について、「Aのことがマスコミに出て迷惑をかけたから、報告書は誰が書いたかわからないようにするために書式を指定した」旨証言している。

しかし、Aのことがマスコミに出たのは、本件支出9, 10, 11に係る調査報告書が作成されたとされる日よりも後の平成26年7月であり、上記各支出に係る調査報告書は各支出当時には作成されておらず、平成26年7月からのマスコミの報道により、これらの支出の問題性が明るみに出てからつじつま合わせのために補助参加人の指示により作成されたものであると見るしかなく、上記各支出に対応する調査が現実になされたとの証明がされていない以上、全額不当利得返還債務があるというべきである。

(2) 議会の審議に生かすことが不可能な時点での調査研究その他の活動には政務活動費を充てることはできないと解すべきであり、本件支出19, 20, 21, 22, 25, 26, 27, 28の平成27年4月1日から同月10日までの補助参加人のパース市への視察旅行とそれに関連する費用である各支出は、補助参加人の議員としての任期が同月29日までであり、旅行出発時には、補助参加人は、次期には立候補しないと決めており、上記視察旅行の成果を議会の審議に生かすことは不可能であったのであるから、上記各支出に政務活動費を充てることは許されない。本件支出29も議会の審議に生

かすことは不可能な時期における活動に対する支出であるので同様である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は、控訴人は、補助参加人に対し、263万9615円を支払うよう請求することを命じる限度で理由があると判断する。その理由は、次のとおり補正し、2及び3のとおり補助参加人及び被控訴人の当審における補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4に記載するとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決16頁19行目の末尾に行を改め次のとおり加える。

「エ 被控訴人は、本件支出10, 11, 14, 15の支出について、補助参加人の選挙区である西区在住者に対する支出であり公職選挙法199条の2に違反することをもって、上記各支出が本件用途基準に適合しないことを基礎づける事情として主張するものと解されるが、上記各支出が本件用途基準に適合するか否かは前記政務活動費等の制度趣旨に合致するものか否かという観点から判断されるものであることは上記ウと同様である。なお、選挙区在住者への支出であれば、全て公職選挙法199条の2に違反すると認められるものではない。」

(2) 原判決20頁16行目の「加えて」から19行目末尾までを次のとおり改める。

「照らすと、調査報告会の回数や具体的内容が判然としない点を踏まえても、150万円という対価の額が不相当に高額であると認めるには足りない。」

(3) 同28頁10行目の「加えて」から13行目末尾までを次のとおり改める。

「照らすと、調査報告会の回数や具体的内容が判然としない点を踏まえても、73万円という対価の額が不相当に高額であると認めるには足りない。」

(4) 同30頁26行目の「伴うものといえる上」から同31頁3行目末尾までを次のとおり改める。

「伴うものであることに照らすと、68万円が不相当に高額であると認めるには足りない。」

- (5) 同31頁17行目冒頭から19行目末尾までを次のとおり改める。

「1年の経過により、住民の防災意識調査の必要性が失われたものではなく、住民の防災意識に大きな変化を生じさせ、1年前の調査結果の意義を失わせるような事象が生じたわけでもないから、報告書の完成までの時間経過によって調査が意義を失ったとは認められない。」

- (6) 同34頁12行目冒頭から17行目末尾までを次のとおり改める。

「仮に80名程度に対する聴取につき1人当たり1000円、6頁の報告書の作成につき1頁当たり1万円と考えても、合計15万円以上にはならず、本件支出9の対象となった調査研究の対価として、社会通念上、30万円は不相当に高額というほかなく、15万円を超える部分については、相当であると認められる範囲を上回っているというべきである。」

- (7) 同35頁25ないし26行目の「本件支出」から36頁4行目末尾までを次のとおり改める。

「仮に65名程度に対する聴取につき1人当たり1000円、6頁の報告書の作成につき1頁当たり1万円と考えても、合計13万円以上にはならず、本件支出10の対象となった調査研究の対価として、社会通念上、30万円は不相当に高額というほかなく、13万円を超える部分については、相当であると認められる範囲を上回っているというべきである。」

- (8) 同36頁10行目冒頭から15行目末尾までを削除する。

- (9) 同37頁20行目の「対価として」から22行目の「部分については」までを「~~円~~の報告書の作成については、1頁当たり1万5000円は高額に過ぎ、他の報告書と比較して1万円であっても高額に過ぎると考えられるので、6万円の対価は不相当に高額というほかなく、少なくとも3万円を超える部分については」に改める。

- (10) 同 3 8 頁 2 行目冒頭から 7 行目末尾までを削除する。
- (11) 同 4 3 頁 2 3 行目冒頭から同 4 4 頁 2 行目末尾までを削除する。
- (12) 同 4 5 頁 1 9 行目冒頭から 2 4 行目末尾までを削除する。
- (13) 同 4 9 頁 8 ないし 9 行目の「本文 6 頁にとどまること」を「転記部分約 4 頁を含め本文 6 頁にとどまること」に改める。
- (14) 同 4 9 頁 1 1 行目の「1 5 万円」から 1 2 行目の「部分については」までを「1 頁当たり 1 万円を下回り 8 0 0 0 円を上回ることはないものと考えられ、1 5 万円は不相当に高額というほかなく、少なくとも 5 万円を超える部分については」に改める。
- (15) 同 5 8 頁 2 3 行目の「(本文 6 頁)」を「, 報告書の本文は 6 頁であり」に改める。
- (16) 同 5 9 頁 9 行目の「前記(ア) a」を「前記(ア) b」に改める。

2 補助参加人の当審における補充主張に対する判断

地方自治体の議会が監査を行った調査や視察等の内容について、裁判所が判断を下すこと自体が不適切である旨の補助参加人の主張は、住民監査請求において住民の主張が認められなかったときは、住民は訴訟を提起することができるという住民訴訟の制度を否定するに等しい補助参加人独自の見解であって、採用することはできない。

3 被控訴人の当審における補充主張に対する判断

- (1) 被控訴人は、補助参加人は、報告書の仕様を指示した動機について、A のことがマスコミに出て迷惑をかけたので報告書は誰が書いたかわからないようにするためである旨証言しており、A のことがマスコミに出たのは平成 2 6 年 7 月であるから、本件支出 9, 1 0, 1 1 に係る調査報告書は各支出当時には作成されていない旨主張する。

しかし、補助参加人は、平成 2 6 年 7 月以前、東日本大震災の調査の時に A への調査依頼をマスコミに騒がれ、その時に今後そのようなことがな

いように書式を統一した旨証言しており(原審補助参加人[16～17頁]),

Aも、東日本大震災調査の時に新聞に書かれた旨証言している(原審証人A[16頁])。

したがって、補助参加人の証言のみによっては、報告書の書式が統一された時期が平成26年7月以降であり、本件支出9,10,11に係る調査報告書が各支出当時には作成されていないことを認めるに足りず、上記被控訴人の主張は採用できない。

- (2) 被控訴人は、次期には立候補しないと決めていた補助参加人の任期終了間近の調査研究その他の活動は、議会の審議に生かすことができないので、それらの費用に政務活動費を充てるべきではない旨主張する。

しかし、議員の任期中は議員としての資格や責務に変わりがない以上、時期を問わず同じように調査研究活動に従事できるのは当然であり、調査研究のために政務活動費を使用することができることもまた当然である。報告書の提出が議員退任後であったとしても、上記報告書の提出により、議員任期中の調査研究活動が県政に還元されたものと評価でき、一般市民が県政に関する調査報告書を勝手に作成して県に提出したのと同様であるとの被控訴人の批判は当たらない。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴及び附帯控訴は理由がないから、いずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判長裁判官 倉 田 慎 也

裁判官 大 場 め ぐ み

裁判官 升 川 智 道

これは正本である。

令和元年9月19日

名古屋高等裁判所民事第1部

裁判所書記官 川名亜祐子

